

令和 7 年度

福祉除雪事業のご案内

お申込期間：令和7年8月12日（火）～9月16日（火）

福祉除雪は、地域の支え合いとして
行われている事業です。

出入口は
概ね幅 1.5 m

除雪は道路に面した
住宅の出入口と玄関
先までの通路（敷地内）

敷地内は歩行に
支障のない通路幅
(概ね 80cm)

除雪の実施時間は、生活道路の新雪除雪のために市の除雪車が
入った後からお昼の12時まで（1日1回、時間指定不可）

福祉除雪事業は、自力で除雪することが困難な高齢の方や障がいのある方のお宅を、地域協力員が除雪する事業です。除雪する範囲は、生活道路の新雪除雪で市の除雪車が雪を寄せていく家の出入口部分と、出入口から玄関先まで（敷地内）の通路部分です。

地域協力員は、ご近所の方々をはじめ、地域企業・団体など幅広い市民の皆さんで、地域の支え合いとして活動されています。

福祉除雪事業を利用できる方の要件や申込方法などは、こちらのパンフレット中面に記載しております。よくご確認の上、お申し込みください。

また、福祉除雪地域協力員も募集しておりますので、ご希望の方は裏表紙をご覧ください。

● 除雪の内容

- (1) 除雪は、生活道路の新雪除雪のため、札幌市の除雪車が入った日に1日1回実施します。降雪のたびに実施するものではありません。
- (2) 道路に面した出入口は幅1.5m程度、出入口から玄関先まで(敷地内)の通路部分は歩行に支障のないよう幅80cm程度で除雪します。
道路に面した出入口付近の除雪は1カ所のみとし、車庫前およびロードヒーティング使用部分は除きます。
排雪は行いません。通路部分で除雪した雪は、敷地内に堆積します。
また、歩道除雪路線については、歩道と車道の間は除雪しません。
- (3) 実施期間は、**令和7年12月1日(月)～令和8年3月20日(金・祝)**です。
- (4) 除雪作業は、利用者から時間指定できません。実施時間は除雪車による道路除雪の作業終了後からお昼の12時までとし、大雪等やむを得ない場合には、実施が遅れことがあります。
- (5) 敷地内の通路部分が著しく長い場合、除雪内容(範囲や時間帯等)についてご相談させていただくことがありますので、予めご了承ください。

● 利用対象世帯

下記の3つの項目に全て該当する世帯が利用対象世帯となります。

- 道路に面している一戸建ての住宅に住んでいる世帯(入院中・施設入所中の方は対象外)
- 約500メートル以内に除雪を援助できる子または子の配偶者が居住していない世帯
- 世帯員全員が以下の条件の(1)から(4)のいずれかに該当し、自力で除雪することが困難と認められる世帯(二世帯住宅等の形式で道路に面した出入口部分を共有している場合は、それらをひとつの世帯とみなします。)

- (1) 70歳以上の方(生年月日が昭和31年4月1日以前の方)だけで構成されている世帯
- (2) 重度(1・2級)の身体障がいのある方だけで構成されている世帯
- (3) 70歳以上の方と重度の身体障がいのある方だけで構成されている世帯
- (4) 市社会福祉協議会が特に認める世帯

[市社会福祉協議会が特に認める世帯と考えられる例]

- 重度の知的障がいのある方または精神障がいのある方だけで構成されている世帯
- 中度(3・4級)の肢体不自由または内部障がいのある方だけで構成されている世帯
- 重度の身体障がいのある方と65歳以上の病弱の方だけで構成されている世帯
- 重度の身体障がいのある方と学齢児童以下の方だけで構成されている世帯
- 介護保険のサービスを利用している方だけで構成されている世帯

● 負担金のお支払い

下記の世帯区分により利用者負担金（一冬あたり）がかかります。

● 市民税非課税世帯	5,000円
● 市民税課税世帯	10,000円
● 生活保護世帯	無料

※月の途中で解約された場合は、除雪活動の有無にかかわらず、1か月分とみなし、月割りで負担金が発生します。

● 利用のお申込み

● 申込先

- お住まいの区の社会福祉協議会
 - お住まいの区役所の保健福祉課
 - お住まいの地区的まちづくりセンター
- 利用申込書に必要事項を記入のうえ、上記のいずれかの場所にお申し込みください。

● 申込期間 令和7年8月12日(火)～9月16日(火)

- 利用の適否や地域協力員の調整に時間を要しますので、期間内でのお早めの申込みにご協力を願いいたします。
- 申込期間中に申込みできなかった場合(申込期間に入院中であったり、申込期間後の転居や世帯構成・身体状況に変化があった場合等)には、お早めにお住まいの区の社会福祉協議会にご相談ください。なお、調整等に時間をするため、除雪開始時期が遅れることがあります。

※地域協力員が見つからない場合は、追加申込みをお断りさせていただくこともありますので、予めご了承願います。

● 個人情報の取り扱いについて

申込書裏面の「福祉除雪事業における個人情報の利用目的」をお読みください。

● Q&A お問い合わせの多いご質問から

Q1 デイサービスの送迎の時間までに除雪してもらいたいのですが。

A1 利用者による除雪の時間指定はできません。除雪時間はお昼の12時頃までとなります、大雪等の場合は、遅れることもあります。

Q2 道路に面した車庫前も除雪してもらいたいのですが。

A2 除雪は道路に面した出入り口部分及び玄関先までの通路部分の1カ所だけになります。車庫前やロードヒーティング使用部分は除きます。

Q3 朝に除雪をしてもらったのですが、雪が降り続いてまた積もってしました。

A3 除雪は1日1回となっています。複数回は対応しておりません。

Q4 雪が降っているのに、除雪されていません。

A4 除雪は、雪が降るたびに行うものではありません。生活道路の新雪除雪のため、札幌市の除雪車が入った日の作業終了後から実施します。

● 決定等の通知

上記申込期間内に申込みいただいた場合は、11月中旬に決定または非該当の通知をいたします。

決定等にあたり自力で除雪ができるかどうかの確認や近隣に居住している子等の有無について、民生委員・児童委員または区社会福祉協議会職員等が確認にうかがう場合もありますので、ご了解願います。

なお、お住まいの地域において地域協力員の調整が困難な場合は、お申込みされてご利用いただけないことがございます。

●●●● 福祉除雪 “地域協力員” の募集 ●●●●

- ☆ パンフレット掲載の「除雪内容」で活動が可能な方であれば、性別や年齢は問いません。個人、ボランティア団体、NPO、福祉施設、学校、企業、どなたでもご参加いただけます。
- ☆ 地区によっては、町内会や福祉のまち推進センターでも地域協力員の調整を行っており、地域協力員の登録者に地域関係者から直接連絡をさせていただく場合があります。
- ☆ 一つの世帯をお仲間など複数の方で除雪していただくことも可能です。
- ☆ 1シーズンを通じてご協力いただいた方には、活動終了後、1世帯につき、21,000円の協力員活動費をお支払いします。なお、利用世帯に途中解約があった場合は、月割りで活動費を算出いたします。
- ☆ 地域協力員は通年で募集しておりますが不足している状況です。皆様のご協力をお願いいたします。詳細については区の社会福祉協議会までお問い合わせください。



▲登録はこちら

お問い合わせ先

お申込みや実施内容等については、お住まいの区の社会福祉協議会または区役所の保健福祉課（地域福祉係）までお問い合わせください。

お住まいの区	窓 口	電 話
中央区	中央区社会福祉協議会	281-6113
	中央区役所 保健福祉課	205-3301
北 区	北区社会福祉協議会	757-2482
	北区役所 保健福祉課	757-2470
東 区	東区社会福祉協議会	741-6440
	東区役所 保健福祉課	741-2459
白石区	白石区社会福祉協議会	861-3700
	白石区役所 保健福祉課	861-2443
厚別区	厚別区社会福祉協議会	895-2483
	厚別区役所 保健福祉課	895-2471
豊平区	豊平区社会福祉協議会	815-2940
	豊平区役所 保健福祉課	822-2451
清田区	清田区社会福祉協議会	889-2491
	清田区役所 保健福祉課	889-2034
南 区	南区社会福祉協議会	582-2415
	南区役所 保健福祉課	582-4734
西 区	西区社会福祉協議会	641-6996
	西区役所 保健福祉課	641-6942
手稲区	手稲区社会福祉協議会	681-2644
	手稲区役所 保健福祉課	681-2478